

令和5年度第5回松山支部理事会議事録

日時 令和6年2月19日(月) 13:30~17:00

場所 愛媛県行政書士会館 3階会議室

出席者 支部長1名 副支部長2名 理事7名 合計10名

1 開会の辞

久保将副支部長より、令和5年度第5回松山支部理事会の開会が宣言された。

2 支部長あいさつ

岡田学支部長より、開会にあたり本日の議題について「慎重審議をお願いします。」とあいさつがあった。

3 議事日程及び配布資料説明

令和6年2月19日、13時30分~17時までを予定し、議案について説明があった。

4 理事会の根拠条文等について

司会の久保副支部長から、理事会の構成及び招集は支部規則第21条に規定により行うこと、理事会の成立根拠(定足数)について「理事会は、構成員半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。」との規定が説明された。構成員は支部長1人、副支部長2人及び理事7人の計10人であり、本日の出席者は支部長1人、副支部長2人及び理事7人の計10人で、本理事会が成立していることを確認した。

続いて、支部規則第23条により岡田支部長が議長に就任した。

議長は支部規則第26条により議事録作成者は井上飛雄間理事、議事録署名人に久保副支部長及び山川聖子理事を指名した。

5 議案

第1号議案 次年度予算について

令和6年度予算案は令和5年度仮決算を参考に作成された旨説明がなされた。

(収入の部)

会員数290名の予定で予算を組み、助成金のうち支部助成金は今期会場使用料が入らなかったもので昨年度より減とした。無料相談会交付金は例年通りとした。雑収入として、令和5年度は懇親会開催により収入があったため、令和6年度も同様に雑収入を見込んだ。

(支出の部)

研修事業費について、令和5年度とほぼ同じ水準だが、新入会員交流会等の旅費を増やした。広報費について、日本政策金融公庫など外部機関との交流会を実施するため予算を増した。会議費について、総会会場及び懇親会費用が物価高騰により増となったため予算を増やした。事務管理費について、令和6年度は選挙が無いため減とした。

以上、予算案として次回理事会の議案としてまとめることとした。

第2号議案 次年度事業計画について(岡田支部長提案)

1 次年度研修計画

昨年度の総会議案書を基に議論を行い、事業計画の基本方針について以下について提案があり次回理事会までに素案をまとめ議案として提出することとした。

- ・MICや金融公庫との連携意見交換会について加え、電子申請のことについて盛り込むこと
- ・事業の継続的実施のための体制構築について、デジタル推進のためのレベルアップに向けた取り組みについて加えること
- ・業務研修の充実及び会員相互の融和について、情報収集の方法についてはアンケート以外の方法で実施すること
- ・新入会員との交流会について盛り込むこと

2 次年度広報月間

予定 日程:10月8日 場所:フジグラン

チラシ配布について・・・公民館と支所には事前にスタンドに入れてもらうようにすること
なお無料相談当日会場での配布はNG

北条会場については、次年度に入ってから日程決定（公民館の予約の関係のため）

3 その他事業計画について

研修会のテーマ案について議論を行った。

研修会のテーマ案

- ・電子申請（食品衛生の件など）
- ・事業計画（政策金融公庫における融資の審査について）
- ・国際業務（MIC では外国人の方の困っていることなどどんな相談があるか）
- ・コーチング、アンガーマネジメント（講師のあてがあれば）

第3号議案 愛媛県行政書士会松山支部における支部役員の選任及び本会役員等に関する規定 改正案について

規定について議論を行った。

支部長候補者等の要件について

第3条→「ただし、告示日時点において支部長については別表に定める者を除く」文末に追加

第6条→ただし、別表に定める者を除く→ただし、告示日時点において別表に定める者を除く

「別表」→「告示日時点において」を削除

→会則第10条第2項に規定する会費の未納がある者または過去2年間に期限内に納付しなかったことがある者

上記改正案を作成し、次回理事会に提出することとした。

第4号議案 慶弔規定について

慶弔規定について議論を行った。以下内容で改正案を作成し次回理事会に提出することとした。

（死亡）

第4条・・・弔慰金等を贈る。

(1) 会員 弔電及び20,000円→弔花、弔電及び10,000円に改定

(2) 会員の配偶者 弔電及び20,000円→10,000円に改定

(3) 会員の子、父母又は配偶者の父母 弔電及び10,000円→5,000円に改定

「支部に係のある者 弔電」を追加

（災害）

第5条・・・ただし、見舞金の上限は会員1名につき20,000円とする。

→会員1名につき10,000円とする。

(1) 自宅が全焼又は全壊した場合 20,000円→10,000円に改定

(2) 事務所が全焼又は全壊した場合 20,000円→10,000円に改定

（適用除外）

第7条

「激甚災害の指定を受けた場合」を追加

第5号議案 その他

お仕事フェスタ（3月16日（土））について参加要請（1名）があり、岡田支部長が参加することとなった。

その他協議すべき事項は無かった。

協議事項1

旅費規程の改正について

支部の用務のために、出張命令を受けた「支部が必要と認める者」に対して、旅費の規定を適用できるようにしてはどうかとの提案があり、次回理事会に議案にして提出することとした。

協議事項2

定時総会の来賓について

以下の方々にお声がけする旨提案があった。

1 首長（松山市、東温市、伊予市、松前町、砥部町、久万高原町）

2 6士業

3 池田みえ松山市議

4 国会議員（塩崎彰久代議士、長谷川淳二代議士）

正式には次回理事会にて議論することとした。

協議事項3

定時総会について

令和6年5月11日（土）に実施決定

3月5日（火）11時から会場であるマイステイズにて事前打ち合わせ

参加者：岡田支部長、深見副支部長、久保副支部長

6 閉会の辞

岡田支部長は議長を降り、深見副支部長が令和5年度第5回理事会の終了宣言を行った。以上で議案の審議を終了し、17時に閉会した

上記の議事経過及びその結果を明確にするためこの議事録を作成し、議長及び議事録署名人が下記に署名及び押印する。

令和 年 月 日

愛媛県行政書士会松山支部令和5年度第5回理事会

議 長

⑩

議事録署名人

⑩

議事録署名人

⑩